

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 案 行
<p style="text-align: center;">改正経緯</p> <p>平成24年10月17日 制定・施行 平成25年3月29日 同年4月1日 施行 平成26年6月4日 改正・施行 <u>平成28年7月11日 改正・施行</u></p> <p>第1章 信用購入あっせん業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1～3 (略)</p> <p>I-4 監督の実施の枠組み</p> <p>I-4-1～3 (略)</p> <p>I-4-4 認定割賦販売協会の活用及び自主規制規則の位置づけ</p> <p>信用購入あっせん業者の業務の健全性を高めるためには、信用購入あっせん業の実状を把握した上で適切な行政上の措置を行うとともに、業界の自主規制機能を活用して、業務の適正な運営を行うための自主的な取組を推進するよう促すことが重要である。</p> <p>割販法に基づき経済産業大臣が認定した認定割賦販売協会である<u>一般社団法人日本クレジット協会</u>（以下「認定割賦販売協会」という。）は、割販法上、事業者の自主規制機能を発揮することにより購入者等の利益の保護とクレジット取引の健全な発達を目指すための団体として位置づけられていることから、経済産業省は、認定割賦販売協会と密接な連携のもと、同協会の機能の活用を図りつつ、適正なクレジット取引の発達を目指すものとする。</p> <p>なお、割販法において認定割賦販売協会は、クレジット業界の実態を踏まえつつ、割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則（以下「自主規制規則」という。）を制定することとされていることから、経済産業省は、監督・検査の実施において、協会会員による自主規制規則の遵守状況にも留意する必要がある。</p> <p>I-4-5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正経緯</p> <p>平成24年10月17日 制定・施行 平成25年3月29日 同年4月1日 施行 平成26年6月4日 改正・施行 （新規）</p> <p>第1章 信用購入あっせん業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1～3 (略)</p> <p>I-4 監督の実施の枠組み</p> <p>I-4-1～3 (略)</p> <p>I-4-4 認定割賦販売協会の活用及び自主規制規則の位置づけ</p> <p>信用購入あっせん業者の業務の健全性を高めるためには、信用購入あっせん業の実状を把握した上で適切な行政上の措置を行うとともに、業界の自主規制機能を活用して、業務の適正な運営を行うための自主的な取組を推進するよう促すことが重要である。</p> <p>割販法に基づき経済産業大臣が認定した認定割賦販売協会である<u>社団法人日本クレジット協会</u>（以下「認定割賦販売協会」という。）は、割販法上、事業者の自主規制機能を発揮することにより購入者等の利益の保護とクレジット取引の健全な発達を目指すための団体として位置づけられていることから、経済産業省は、認定割賦販売協会と密接な連携のもと、同協会の機能の活用を図りつつ、適正なクレジット取引の発達を目指すものとする。</p> <p>なお、割販法において認定割賦販売協会は、クレジット業界の実態を踏まえつつ、割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則（以下「自主規制規則」という。）を制定することとされていることから、経済産業省は、監督・検査の実施において、協会会員による自主規制規則の遵守状況にも留意する必要がある。</p> <p>I-4-5 (略)</p>

I-5・6 (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

II-1 (略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

信用購入あっせん業者に対する監督は、下記の各評価項目に則して、その業務実態を確認するものであり、当該評価項目は、信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、信用購入あっせん業者は、当該評価項目の充足状況を自ら検証し、必要に応じ業務運営を改善しなければならない。

なお、監督に当たっては、信用購入あっせん業者の業態等の多様性に鑑み、必ずしも全ての評価項目を適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な評価、運用に陥らないよう配慮する必要がある。同様に、評価項目が形式的に具備されていても、割販法の主旨信用購入あっせん業者の業務の適切性の確保並びに公益及び消費者等の保護の観点から、必ずしも十分とは判断されない場合もあることに留意が必要である。

また、本章においては割販法、割販法同政令及び割販法同省令に基づき信用購入あっせん業者に求められる取組を中心に記載しているが、一部、法令には規定されていないものの、割販法の趣旨である消費者保護や適正なクレジット取引の実現のためには実施されることが望ましいと考えられる事項についても記載している(◇で示している項目)。また、包括信用購入あっせん業者に対しては、犯収法に基づき取引時確認等の義務が課せられていることにも留意が必要である。

なお、本章の項目の記載方法は、「信用購入あっせん業者」として包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者において共通の項目を記載し、包括信用購入あっせん業者、クレジットカード等購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者それぞれのうち、特定の者のみが対象となる項目については、【包括信用購入あっせん業者対象項目】、【クレジットカード等購入あっせん業者対象項目】、【個別信用購入あっせん業者対象項目】と記載している。

II-2-1 基本事項、法令等遵守(コンプライアンス)体制等

I-5・6 (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

II-1 (略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

信用購入あっせん業者に対する監督は、下記の各評価項目に則して、その業務実態を確認するものであり、当該評価項目は、信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、信用購入あっせん業者は、当該評価項目の充足状況を自ら検証し、必要に応じ業務運営を改善しなければならない。

なお、監督にあたっては、信用購入あっせん業者の業態等の多様性に鑑み、必ずしも全ての評価項目を適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な評価、運用に陥らないよう配慮する必要がある。同様に、評価項目が形式的に具備されていても、割販法の主旨信用購入あっせん業者の業務の適切性の確保並びに公益及び消費者等の保護の観点から、必ずしも十分とは判断されない場合もあることに留意が必要である。

また、本章においては割販法、割販法同政令及び割販法同省令に基づき信用購入あっせん業者に求められる取組を中心に記載しているが、一部、法令には規定されていないものの、割販法の趣旨である消費者保護や適正なクレジット取引の実現のためには実施されることが望ましいと考えられる事項についても記載している(◇で示している項目)。また、包括信用購入あっせん業者に対しては、犯収法に基づき取引時確認等の義務が課せられていることにも留意が必要である。

なお、本章の項目の記載方法は、「信用購入あっせん業者」として包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者において共通の項目を記載し、包括信用購入あっせん業者、クレジットカード等購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者それぞれのうち、特定の者のみが対象となる項目については、【包括信用購入あっせん業者対象項目】、【クレジットカード等購入あっせん業者対象項目】、【個別信用購入あっせん業者対象項目】と記載している。

II-2-1 基本事項、法令等遵守(コンプライアンス)体制等

II-2-2 業務の適切性

II-2-2-1 過剰与信防止義務

II-2-2-1-1 与信審査等

(略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 信用購入あっせんの手数料の割合については、割販法に義務規定はないものの、消費者保護及び適正な業務の運営の観点から、以下の点に留意するものとする。(◇)

① 信用購入あっせん業者が購入者等から徴収する手数料については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）第5条第2項に規定される割合を超えていないこと。

② 購入者等から信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額の記載等により、信用購入あっせんの手数を徴収しない旨を明確にすること。

II-2-2-2 公正かつ適切な取引の確保

(略)

II-2-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付【包括信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

(1) (略)

(2) 書面の記載に当たっては、法令に定める用語を使用していること（読み替えによる記載を含む。）。

(3) 書面交付の方法、タイミングが適正であること。

II-2-2-2-2 特定取引に係る書面の交付【個別信用購入あっせん業者対象】

(略)

(1) (略)

(2) 書面の記載に当たっては、法令に定める

II-2-2 業務の適切性

II-2-2-1 過剰与信防止義務

II-2-2-1-1 与信審査等

(略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 信用購入あっせんの手数料の割合については、割販法に義務規定はないものの、消費者保護及び適正な業務の運営の観点から、以下の点に留意するものとする。(◇)

① 信用購入あっせん業者が購入者等から徴収する手数料については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）第5条第2項に規定される割合を超えていないこと。

② 購入者等から信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、当該手数料を負担している者を明確にし、現金販売価格又は現金提供価格に当該手数料を上乗せしていないこと。ただし、ボーナス一括払い等の購入者等から手数料を徴収しないことが一般的に明確な取引については、改めて手数料を負担している者を明確にする必要はない。

II-2-2-2 公正かつ適切な取引の確保

(略)

II-2-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付【包括信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

(1) (略)

(新規)

(2) 書面交付の方法、タイミングが適正であること。

II-2-2-2-2 特定取引に係る書面の交付【個別信用購入あっせん業者対象】

(略)

(1) (略)

(新規)

用語を使用していること（読み替えによる記載を含む。）。

(3) 書面交付の方法、タイミングが適正であること。

(4) 個別信用購入あっせんに係る団体信用生命保険（以下「団信保険」という。）の取扱いは以下のとおりであること。

① 特定取引に係る個別クレジット契約の締結に団信保険の加入が伴う場合には、当該団信保険加入は、割販法省令第81条第14号及び第83条第14号に定める「前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容」の「特約」に該当するため、書面に団信保険への加入に関する内容を記載し、交付しなければならない。

② 上記①の場合には、個別クレジット契約に団信保険への加入が伴う旨を購入者等に口頭で十分に説明した上で当該加入の同意を得ること。

なお、加盟店に対し、割販法第35条の3の8に規定する書面交付を行う際に、上記①、②の措置を講ずることを指導することが求められる。(◇)

II-2-2-2-3・4 (略)

II-2-2-3 適切な情報管理
(略)

II-2-2-3-1 情報の管理
(略)

(1)～(7) (略)

(8) 人種、信条、門地、本籍地及び保険医療又は犯罪の経歴についての情報その他特別の非公開情報については、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合以外には取得しない措置を講じていること。例外事項に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じていること。

II-2-2-3-2・3 (略)

II-2-2-4 その他
(略)

(2) 書面交付の方法、タイミングが適正であること。

(3) 個別信用購入あっせんに係る団体信用生命保険（以下「団信保険」という。）の取扱いは以下のとおりであること。

① 特定取引に係る個別クレジット契約の締結に団信保険の加入が伴う場合には、当該団信保険加入は、割販法省令第81条第14号及び第83条第14号に定める「前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容」の「特約」に該当するため、書面に団信保険への加入に関する内容を記載し、交付しなければならない。

② 上記①の場合には、個別クレジット契約に団信保険への加入が伴う旨を購入者等に口頭で十分に説明した上で当該加入の同意を得ること。

なお、加盟店に対し、割販法第35条の3の8に規定する書面交付を行う際に、上記①、②の措置を講ずることを指導することが求められる。(◇)

II-2-2-2-3・4 (略)

II-2-2-3 適切な情報管理
(略)

II-2-2-3-1 情報の管理
(略)

(1)～(7) (略)

(8) 人種、信条、門地、本籍地及び保険医療又は犯罪の経歴についての情報その他特別の非公開情報については、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合以外には取得・使用等ができない措置を講じていること。

II-2-2-3-2・3 (略)

II-2-2-4 その他
(略)

II-2-2-4-1 (略)

II-2-2-4-2 債権管理

1. 契約の解除の制限等

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）においては、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と、分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求することが、消費者保護の観点から望ましい。(◇)

(4) 債権回収に当たっては、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行わないように留意が必要である。(◇)

①～③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨、調停その他の裁判手続をとった旨、又は公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること。

⑤・⑥ (略)

II-3 監督の手法

信用購入あっせん業者に対する監督は、先述したように、信用購入あっせん業者の業況に関する情報を適確に把握、分析し、信用購入あっせん業者の業務の健全性及び適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行うものである。

具体的には、オンサイト（立入検査）とオフサイト（報告徴収等）の多様な手法を適切に組合せ、適確な情報収集を行い、その情報を元に、業務の健全性・適正性・違法性（行為規制違反、社内体制整備等の不備等）について分析・検証を行い、購入者等の利益の保護及びクレジット取引の健全な発展の観点から、改善に向けた指摘（以下「改善指摘」という。）や行政処分等の必要性について判断し、実施することである。監督の基本的な手法は、以下のとおり。

II-2-2-4-1 (略)

II-2-2-4-2 債権管理

1. 契約の解除の制限等

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）においては、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と、分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額を合計した額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求することが、消費者保護の観点から望ましい。(◇)

(4) 債権回収にあたっては、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行わないように留意が必要である。(◇)

①～③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨、調停その他の裁判手続をとった旨、又は財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること。

⑤・⑥ (略)

II-3 監督の手法

信用購入あっせん業者に対する監督は、先述したように、信用購入あっせん業者の業況に関する情報を適確に把握、分析し、信用購入あっせん業者の業務の健全性及び適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行うものである。

具体的には、オンサイト（立入検査）とオフサイト（報告徴収等）の多様な手法を適切に組合せ、適確な情報収集を行い、その情報を元に、業務の健全性・適正性・違法性（行為規制違反、社内体制整備等の不備等）について分析・検証を行い、購入者等の利益の保護及びクレジット取引の健全な発展の観点から、改善に向けた指摘（以下「改善指摘」という。）や行政処分等の必要性について判断し、実施することである。監督の基本的な手法は、以下のとおり。

なお、監督に当たっては信用購入あっせん業者の多種多様な業態に配慮しながら実施することに留意する必要がある。

II-3-1 情報収集

II-3-1-1 任意の事情聴取等

(1) 経済産業省本省又は主管局は、定期的に提出される事業報告書等、行政機関に寄せられる苦情、及び職員による信用購入あっせん業の業務に関し法令に違反する行為又は信用購入あっせん業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）の発生に関する報告を受ける等により情報を入手し、実態把握に努める。

なお、信用購入あっせん業者は、不祥事件があったことを知った場合には、迅速かつ適切な対応による購入者等の利益の保護の観点から、経済産業省本省又は主管局に速やかに当該事実を申し出ることが望まれる。

(注) 不祥事件とは、信用購入あっせん業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。

- ・信用購入あっせん業務に関し、購入者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
- ・信用購入あっせん業務に関し、利用者等から告訴、告発され又は検挙された行為
- ・その他信用購入あっせん業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為等

(2) 経済産業省本省又は主管局は、入手した情報を精査した結果、信用購入あっせん業者等に法令違反行為や体制整備要件の不備（以下「法令違反」という。）等のおそれがあると認めるときは、当該事業者に対する任意の事情聴取を実施し、又は事実関係の報告や関係資料の提出等を求めるものとする。

(3) 事情聴取等の結果、法令違反等のおそれが認められ、処分の実施を検討する上で必要がある場合には、報告徴収命令を実施し、法令違反等に関する事実関係を確認するものとする。（詳細はII-3-1-2参照）

ただし、信用購入あっせん業者等による適正な業務運営に向けた自主的な取組を促進する観点から、信用購入あっせん業者等から法

なお、監督にあたっては信用購入あっせん業者の多種多様な業態に配慮しながら実施することに留意する必要がある。

II-3-1 情報収集

II-3-1-1 任意の事情聴取

(1) 定期的に提出される事業報告書等の内容、苦情の内容、及び職員による信用購入あっせん業の業務に関し法令に違反する行為又は信用購入あっせん業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）の発生その他の方法により情報を入手する。

なお、信用購入あっせん業者は、不祥事件があったことを知った場合には、迅速かつ適切な対応による購入者等の利益の保護の観点から、経済産業省本省又は主管局に速やかに当該事実を申し出ることが望まれる。

(注) 不祥事件とは、信用購入あっせん業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。

- ・信用購入あっせん業務に関し、購入者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
- ・信用購入あっせん業務に関し、利用者等から告訴、告発され又は検挙された行為
- ・その他信用購入あっせん業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為等

(2) 情報を精査した結果、信用購入あっせん業者等に法令違反行為や体制整備要件の不備等（以下「法令違反等」という。）のおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し任意の事情聴取、又は事実関係の報告や関係資料の提出等を求めるものとする。

(3) 事情聴取の結果、明らかな法令違反が認められ、処分の実施を検討する必要がある場合には、報告徴収命令又は立入検査を実施し、法令違反行為等に関する事実関係を確認するものとする。

法令違反等に関する任意の報告を受け、当該報告の内容から法令違反等の改善措置、再発防止策及び購入者等の利益の保護に関する措置が適切に講じられると判断される場合には、引き続き任意の事情聴取及び書面による報告等により、改善措置等に関するフォローアップを行うことができることとする。

II-3-1-2 報告徴収・物件提出命令、立入検査

II-3-1-2-1 法令違反の事実確認

(1) 上記の事情聴取等において、聴取内容から法令違反等のおそれが認められる場合、当該信用購入あっせん業者等が事情聴取等の求めに応じない場合等には、報告徴収命令又は立入検査により、事実関係、発生原因分析結果、改善措置等の事実確認を行うものとする。

ただし、購入者等の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合並びに処分の発動要件を充足することが明白な場合は、報告徴収命令及び立入検査を行うことなく、直ちに処分の実施を検討することを妨げない。

(2) (略)

(3) 上記(1)の報告徴収又は立入検査の結果を検証した結果、法令違反その他購入者等の利益の保護及び業務の健全性・適切性等の観点から重大な問題が認められる場合、又は当該事業者の自主的な改善措置を求めることが可能ではない場合には、処分の実施を検討するものとする。

(削る)

II-3-1-2-2 改善命令、改善指摘の履行状況の確認

購入あっせん業者に対して改善命令を発出する場合、改善命令事項の履行状況を確認するため、

II-3-1-2 報告徴収・物件提出命令

II-3-1-2-1 違反行為の確認

(1) 上記の事情聴取において、聴取内容から法令違反行為等が認められる場合、当該信用購入あっせん業者等が事情聴取等の求めに応じない場合等には、報告徴収命令を発出し、事実関係、発生原因分析結果、改善措置その他必要と認められる事項について、報告又は物件の提出を求めるものとする。

ただし、不祥事件が発生した場合等において、購入者等の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合並びに処分の発動要件を充足することが明白な場合（例えば、当該事業者が貸金業法により罰金刑に処せられた場合や暴力団排除条項に該当する場合など）は、報告徴収命令を行うことなく、直ちに処分の実施を検討することを妨げない。

(2) (略)

(3) 上記(1)の報告内容を検証した結果、法令違反行為その他購入者等の利益の保護及び業務の健全性・適切性等の観点から重大な問題が認められる場合には、処分の実施を検討するものとする。

(4) 処分の実施を検討する場合において、報告徴収のみでは法令違反等を裏付ける証拠の収集が不十分であると判断される場合は、立入検査を実施し、追加的に証拠を収集するものとする。

II-3-1-2-2 改善命令、改善指摘の履行状況の確認

購入あっせん業者に対して改善命令を発出する場合、改善命令事項の履行状況を確認するため、

改善命令と併せて報告徴収命令を発出することとする。また、改善命令には至らなかったが、改善指導をしたものについても履行状況を確認する。なお、詳細はⅡ-3-2-1-6に記述する。

Ⅱ-3-1-3 (略)

Ⅱ-3-2 監督上の措置

Ⅱ-3-2-1 行政処分

Ⅱ-3-2-1-1 (略)

Ⅱ-3-2-1-2 行政処分の基準

(1)・(2) (略)

(3) 軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、自主的に当該行為を経済産業省本省又は主管局に申し出ている、当該事業者自身が自主的に購入者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった処分内容の軽減あるいは猶予を考慮すべき事由があるか。

Ⅱ-3-2-1-3～5 (略)

Ⅱ-3-2-1-6

(1) 行政手続法に基づく手続

① 登録取消し、業務停止命令、カード等交付等禁止命令及び改善命令の処分に先立ち、下記の手順において、行政手続法、経済産業省聴聞手続規則（平成6年通商産業省令第62号）、割販法第43条、割販法省令第139条の規定等に基づく聴聞を行う。

ア) 聴聞の実施に当たっては、当該処分に係る者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書が送付される。

イ)～エ) (略)

② (略)

(2) 行政処分通知書の交付

行政手続法等に基づく手続を経て処分を実施するときは、原則として、当事者に対して、経済産業省本省又は主管局への来庁を処分日（処分通知書交付日）の前日に要請し、処分日当日に処分通知書を手交する。

なお、当事者が出頭しないときその他やむを得ない事情があるときは、処分通知書は郵送により交付する。

改善命令と併せて報告徴収命令を発出することとする。また、改善命令には至らなかったが、改善指摘をしたものについても履行状況を確認する。なお、詳細はⅡ-3-2-1-6に記述する。

Ⅱ-3-1-3 (略)

Ⅱ-3-2 監督上の措置

Ⅱ-3-2-1 行政処分

Ⅱ-3-2-1-1 (略)

Ⅱ-3-2-1-2 行政処分の基準

(1)・(2) (略)

(3) 軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、自主的に当該行為を経済産業省本省又は主管局に申し出ている、当該事業者自身が自主的に購入者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった処分内容の軽減を考慮すべき事由があるか。

Ⅱ-3-2-1-3～5 (略)

Ⅱ-3-2-1-6

(1) 行政手続法に基づく手続

① 登録取消し、業務停止命令、カード等公布禁止命令及び改善命令の処分に先立ち、下記の手順において、行政手続法、経済産業省聴聞手続規則（平成6年通商産業省令第62号）、割販法第43条、割販法省令第139条の規定等に基づく聴聞を行う。

ア) 聴聞の実施にあたっては、当該処分に係る者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書が送付される。

イ)～エ) (略)

② (略)

(2) 行政処分通知書の交付

行政手続法等に基づく手続を経て処分を実施するときは、原則として、当事者に対して、本省又は主管局への来庁を処分日（処分通知書交付日）の前日に要請し、処分日当日に処分通知書を手交する。

なお、当事者が出頭しないときその他やむを得ない事情があるときは、処分通知書は郵送により交付する。

(3)・(4) (略)

(5) 行政処分の発効

① (略)

ア) (略)

イ) カード等交付等禁止命令又は業務停止命令は、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して、概ね2週間後の日から発効させるものとする。

II-3-2-2 (略)

第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

III-1 (略)

III-2 検査官の行動規範

検査官は、検査を行うに当たり、以下の事項について、常に留意しなければならない。

III-3 検査に係る基本事項

III-3-1・2 (略)

III-3-3 検査実施手続

III-3-3-1・2 (略)

III-3-3-3 立入検査終了後

主管局担当課は、立入検査事実確認書において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

III-3-3-4 立入検査結果通知書

主管局担当課は、正式な立入検査の結果を立入検査結果通知書として、原則として立入検査終了後おおむね3月以内に被検査者に交付するものとする。なお、主管局担当課は、立入検査結果通知書により指摘した法令違反等に関する改善結果又は改善計画について、報告徴収により確認するものとし、当該報告徴収の提出期限は、原則として立入検査結果通知書の交付から1月以内とする。

ただし、被検査者から立入検査結果通知書の交付までの間に、指摘を予定していた法令違反等に関する事項について、改善した旨の報告があり、改善の事実が確認された場合には、当該事項は報告徴収の対象から除くことができることとする。

(3)・(4) (略)

(5) 行政処分の発効

① (略)

ア) (略)

イ) カード等発行禁止命令又は業務停止命令は、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して、概ね2週間後の日から発効させるものとする。

II-3-2-2 (略)

第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

III-1 (略)

III-2 検査官の行動規範

検査官は、検査を行うにあたり、以下の事項について、常に留意しなければならない。

III-3 検査に係る基本事項

III-3-1・2 (略)

III-3-3 検査実施手続

III-3-3-1・2 (略)

III-3-3-3 立入検査終了後

主管局担当課は、立入検査において確認した指摘事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

III-3-3-4 立入検査結果通知書

主管局担当課は、正式な立入検査の結果を立入検査結果通知書として、原則として立入検査終了後おおむね3月以内に被検査者に交付するものとする。なお、主管局担当課は、立入検査結果通知書に基づき改善指摘した事項に関する改善結果又は改善計画について、報告徴収により確認するものとし、当該報告徴収の提出期限は、原則として立入検査結果通知書の交付から1月以内とする。

Ⅲ-3-3-5 意見申出制度

意見申出制度は、検査官の検査水準の維持及び向上、検査手続の透明性及び公正性の確保を図ることを目的として、立入検査において検査官と被検査者との意見相違事項について、被検査者の責任者が検査を実施した経済産業省本省又は主管局へ意見を提出できるものである。提出された意見については、審査の上、必要に応じ、立入検査結果通知書に反映するものとする。

Ⅲ-3-3-6 (略)

Ⅲ-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

(略)

Ⅲ-4-1 (略)

Ⅲ-4-2 業務の適切性

Ⅲ-4-2-1 過剰与信防止

Ⅲ-4-2-1-1 与信審査等

1. 与信審査に係る体制整備

(1)～(8) (略)

(9) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から包括信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額の記載等により、包括信用購入あっせんの手数料を徴収しない旨を明確にしているか。(本基本方針

Ⅱ-2-2-1-1 (5))

2. ～4. (略)

Ⅲ-4-2-2 公正かつ適切な取引の確保

Ⅲ-4-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付

(1) (略)

(2) 取引条件は法定事項を満たしているか。

取引条件の表示に関する書面の記載に当たっては、法令に定める用語を使用しているか(読み替えによる記載を含む。)(割販法第30条第1項、割販法省令第36条、割販法第30条第2項、割販法省令第37条、割販法省令第38条)

(3) 書面交付を適正に行っているか。(割販法第30条の2の3)

Ⅲ-3-3-5 意見申出制度

意見申出制度は、検査官の検査水準の維持及び向上、検査手続の透明性及び公正性の確保を図ることを目的として、立入検査において検査官と被検査者との意見相違事項について、被検査者の責任者が経済産業省へ意見を提出できるものである。提出された意見については、審査の上、必要に応じ、立入検査結果通知書に反映するものとする。

Ⅲ-3-3-6 (略)

Ⅲ-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

(略)

Ⅲ-4-1 (略)

Ⅲ-4-2 業務の適切性

Ⅲ-4-2-1 過剰与信防止

Ⅲ-4-2-1-1 与信審査等

1. 与信審査に係る体制整備

(1)～(8) (略)

(9) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から包括信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合に、当該手数料を負担している者を明確にし、現金販売価格又は現金提供価格に上乗せしていないか。(本基本方針Ⅱ-2-2-1-1 (5))

2. ～4. (略)

Ⅲ-4-2-2 公正かつ適切な取引の確保

Ⅲ-4-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付

(1) (略)

(2) 取引条件は法定事項を満たしているか。

(割販法第30条第1項、割販法省令第36条第3項、割販法第30条第2項、割販法省令第37条第3項、割販法省令第38条)

(3) 書面交付を適正に行っているか。(割販法第30条の2の3)

(4) 契約締結時書面及びリボルビング方式の請求時書面の記載に当たっては、法令に定める用語を使用しているか（読み替えによる記載を含む。）。（割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、同条第3項、割販法省令第51条、第52条、第53条）

(5) 契約締結時書面は法定事項を満たしているか。（割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、割販法省令第49条、割販法省令第50条、割販法省令第51条、割販法省令第52条）

(6) リボルビング方式の請求時書面は法定事項を満たしているか。（割販法第30条の2の3第3項、割販法省令第53条）

Ⅲ-4-2-2-2 (略)

Ⅲ-4-2-2-3 苦情処理

1.～3. (略)

4. 抗弁に係る対応

(1) (略)

(2) 特定継続的役務提供等契約の中途解約に係る申出については、以下の対応を図っているか。

① 特定継続的役務提供等契約の中途解約の申出について、割販法第30条の4に規定するあっせん業者に対する抗弁事由に該当するものとして対応すること。

② 中途解約につき合意がなされた場合であっても、購入者等への解約清算金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存続するものとして、購入者等への支払請求を行わないこと。ただし、購入者等の同意が得られた場合には、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払請求することができるものとする。

(本基本方針Ⅱ-2-2-2-4の1.(9))

Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1)・(2) (略)

(3) 個人情報の安全管理のために、信用分野ガイドラインに基づいて組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じ

(新規)

(4) 契約締結時書面は法定事項を満たしているか。（割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、割販法省令第49条、割販法省令第50条、割販法省令第51条、割販法省令第52条）

(5) リボルビング方式の請求時書面は法定事項を満たしているか。（割販法第30条の2の3第3項、割販法省令第53条）

Ⅲ-4-2-2-2 (略)

Ⅲ-4-2-2-3 苦情処理

1.～3. (略)

4. 抗弁に係る対応

(1) (略)

(2) 特定継続的役務提供等契約の中途解約に係る申出については、以下の対応を図っているか。

① 特定継続的役務提供等契約の中途解約の申出について、割販法第30条の4及び第35条の3の19に規定するあっせん業者に対する抗弁事由に該当するものとして対応すること。

② 中途解約につき合意がなされた場合であっても、購入者等への解約清算金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存続するものとして、購入者等への支払請求を行わないこと。ただし、購入者等の同意が得られた場合には、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払請求することができるものとする。

(本基本方針Ⅱ-2-2-2-4の1.(9))

Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1)・(2) (略)

(3) 個人情報の安全管理のために、信用分野ガイドラインに基づいて組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じ

ているか。(割販法第30条の5の2)

(4)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条及び本籍地等の特別の非公開情報を、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合以外には取得しない措置を講じているか。また、例外事項に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条)

(10) (略)

Ⅲ-4-2-3-2・3 (略)

Ⅲ-4-2-4 その他

Ⅲ-4-2-4-1 委託先の管理

(1) 業務を委託する場合、業務の内容を明確にし、法令に規定する措置を講じているか。

(割販法第30条の5の2、割販法省令第59条)

(2) 委託先を適正に選定するための基準等を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)①))

(削る)

(3) 委託先における業務状況を定期的に確認し、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)②))

(4) 委託先の行為に伴う購入者等からの苦情があった場合には適切かつ迅速に処理することとなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)③))

(5) 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)④))

ているか。(割販法省令第56条)

(4)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条及び本籍地等の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条) なお、この場合、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合の判断基準を社内規則等に明確に定め、かつ、特別の非公開情報の取得にあたっては、本人の明示的な同意を取得することとし、本人確認書類等に業務上必要でない当該情報が記載されているときは、当該情報を黒塗りするなどの適切な措置をとることとしているかについても確認する。

(10) (略)

Ⅲ-4-2-3-2・3 (略)

Ⅲ-4-2-4 その他

Ⅲ-4-2-4-1 委託先の管理

(1) 業務を委託する場合、法令に規定する措置を講じているか。(割販法第30条の5の2、割販法省令第59条)

(2) 委託先を適正に選定するための基準等を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)①))

(3) 委託契約書等において、委託している業務内容が明確になっているか。(割販法省令第59条)

(4) 委託先における業務状況を定期的に確認し、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)②))

(5) 委託先の行為に伴う購入者等からの苦情があった場合には適切かつ迅速に処理することとなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)③))

(6) 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(5)④))

紙1) 2. (1. (5) ④))

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第66条第1項第1号及び第3号)

III-4-2-4-2 債権管理

(1) ~ (4) (略)

(5) 購入者等による支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。)において、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求しているか。(本基本方針II-2-2-4-2の1.(3))

(6) 債権回収に当たり、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行っていないか。

①~③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨の通知、調停その他の裁判手続をとった旨、又は公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること

⑤・⑥ (略)

III-4-2-4-3 (略)

III-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

個別信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、個別信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分判断基準ともなることから、検査官は個別信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、消費者の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には

(別紙1) 2. (1. (5) ④))

(7) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第66条第1項第1号及び第3号)

III-4-2-4-2 債権管理

(1) ~ (4) (略)

(5) 購入者等による支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。)において、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額を合計した額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求しているか。(本基本方針II-2-2-4-2の1.(3))

(6) 債権回収にあたり、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行っていないか。

①~③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨の通知、調停その他の裁判手続をとった旨、又は財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること

⑤・⑥ (略)

III-4-2-4-3 (略)

III-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

個別信用購入あっせん業者に対する検査事務にあたっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認することとする。当該検査項目は、個別信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分判断基準ともなることから、検査官は個別信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、消費者の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には

含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準（別紙１）の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３５条の３の２６第１項第９号に規定する個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第３５条の３の３１に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準（別紙２）の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３５条の３の４の規定に違反するものとして、割販法第３０条の５の３に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

Ⅲ－５－１ （略）

Ⅲ－５－２ 業務の適切性

Ⅲ－５－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－５－２－１－１ 与信審査等

１．与信審査に係る体制整備

（１）～（９） （略）

（１０）購入者等から徴収する手数料について、出資法第５条第２項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から個別信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額の記載等により、個別信用購入あっせんの手数料を徴収しない旨を明確にしているか。（本基本方針Ⅱ－２－２－１－１（５））

２．～５． （略）

Ⅲ－５－２－２ 公正かつ適切な取引の確保

Ⅲ－５－２－２－１ 書面の交付

１．特定取引に係る書面の交付

（１） （略）

（２）申込書面及び契約締結時書面の記載に当たっては、法令に定める用語を使用しているか（読み替えによる記載を含む。）。（割販法第３５条の３の９、割販法省令第８１条、第８２条、第８３条、第８４条）

（３）申込書面は法定事項を満たしているか。
（割販法第３５条の３の９第２項、割販法

含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準（別紙１）の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３５条の３の２６第１項第９号に規定する個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第３５条の３の３１に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準（別紙２）の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３５条の３の４の規定に違反するものとして、割販法第３０条の５の３に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

Ⅲ－５－１ （略）

Ⅲ－５－２ 業務の適切性

Ⅲ－５－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－５－２－１－１ 与信審査等

１．与信審査に係る体制整備

（１）～（９） （略）

（１０）購入者等から徴収する手数料について、出資法第５条第２項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から個別信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合に、当該手数料を負担している者を明確にし、現金販売価格又は現金提供価格に上乘せしていないか。（本基本方針Ⅱ－２－２－１－１（５））

２．～５． （略）

Ⅲ－５－２－２ 公正かつ適切な取引の確保

Ⅲ－５－２－２－１ 書面の交付

１．特定取引に係る書面の交付

（１） （略）

（新規）

（２）申込書面は法定事項を満たしているか。
（割販法第３５条の３の９第２項、割販法

省令第81条、割販法省令第82条)

(4) 契約締結時書面は法定事項を満たしているか。(割販法第35条の3の9第4項、割販法省令第83条、割販法省令第84条)

2. (略)

Ⅲ-5-2-2-2 加盟店管理

1. (略)

2. 特定取引に係る加盟店管理に係る実施状況

(1)・(2) (略)

(3) 特定取引に係る加盟店契約時調査の記録は、法定事項を満たし、適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第78条)

(4)・(5) (略)

Ⅲ-5-2-2-3 苦情処理

1. ~5. (略)

6. 抗弁に係る対応

(1) (略)

(2) 特定継続的役務提供等契約の中途解約に係る申出については、以下の対応を図っているか。

① 特定継続的役務提供等契約の中途解約の申出について、割販法第35条の3の19に規定するあっせん業者に対する抗弁事由に該当するものとして対応すること。

② 中途解約につき合意がなされた場合であっても、購入者等への解約清算金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存続するものとして、購入者等への支払請求を行わないこと。ただし、購入者等の同意が得られた場合には、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払請求することができるものとする。

(本基本方針Ⅱ-2-2-2-4の1.
(9))

Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1)・(2) (略)

(3) 個人情報の安全管理のために、信用分野

省令第81条、割販法省令第82条)

(3) 契約締結時書面は法定事項を満たしているか。(割販法第35条の3の9第4項、割販法省令第83条、割販法省令第84条)

2. (略)

Ⅲ-5-2-2-2 加盟店管理

1. (略)

2. 特定取引に係る加盟店管理に係る実施状況

(1)・(2) (略)

(3) 特定取引に係る加盟店契約時調査の記録は、法定事項を満たし、適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第78条第1項)

(4)・(5) (略)

Ⅲ-5-2-2-3 苦情処理

1. ~5. (略)

6. 抗弁に係る対応

(1) (略)

(2) 特定継続的役務提供等契約の中途解約に係る申出については、以下の対応を図っているか。

① 特定継続的役務提供等契約の中途解約の申出について、割販法第30条の4及び第35条の3の19に規定するあっせん業者に対する抗弁事由に該当するものとして対応すること。

② 中途解約につき合意がなされた場合であっても、購入者等への解約清算金の返還が行われるまでの間は抗弁事由が存続するものとして、購入者等への支払請求を行わないこと。ただし、購入者等の同意が得られた場合には、既に提供を受けた役務に係る代金相当額について、支払請求することができるものとする。

(本基本方針Ⅱ-2-2-2-4の1.
(9))

Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1)・(2) (略)

(3) 個人情報の安全管理のために、信用分野

ガイドラインに基づいて組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じているか。(割
販法第35条の3の20)

(4)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条及び本籍地
等の特別の非公開情報を、信用分野ガイド
ラインの例外事項に該当する場合以外には
取得しない措置を講じているか。また、例
外事項に該当し、非公開情報を取得した場
合には、適切な業務の運営の確保その他必
要と認められる目的以外に使用しないこと
を確保するための措置を講じているか。(割
販法省令第91条)

(10) (略)

Ⅲ-5-2-3-2 (略)

Ⅲ-5-2-4 その他

Ⅲ-5-2-4-1 委託先の管理

(1) 業務を委託する場合、業務の内容を明確
にし、法令に規定する措置を講じているか。

(割販法第35条の3の20、割販法省令
第92条)

(2) (略)

(削る)

(3) 委託先における業務状況を定期的に確認
し、問題がある場合には改善を求めるなど
適切な監督を行うこととなっているか。(審
査基準(別紙1)1.(5)②)

(4) 委託先の行為に伴う購入者等からの苦情
があった場合には適切かつ迅速に処理する
こととなっているか。(審査基準(別紙1)
1.(5)③)

(5) 委託先が法令違反行為を行ったような場
合には、速やかに当該委託契約を解除する
こと等により、購入者等の利益の保護を図
ることが明確になっているか。(審査基準(別
紙1)1.(5)④)

ガイドラインに基づいて組織的、人的、物
理的及び技術的な措置を講じているか。(割
販法省令第89条)

(4)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条及び本籍地
等の特別の非公開情報を、適切な業務の運
営の確保その他必要と認められる目的以外
に使用しないことを確保するための措置を
講じているか。(割販法省令第91条) なお
、この場合、信用分野ガイドラインの例外
事例に該当する場合の判断基準を社内規則
等に明確に定め、かつ、特別の非公開情報
の取得にあたっては、本人の明示的な同意
を取得することとし、本人確認書類等に業
務上必要でない当該情報が記載されている
ときは、当該情報を黒塗りするなどの適切
な措置をとることとしているかについても
確認する。

(10) (略)

Ⅲ-5-2-3-2 (略)

Ⅲ-5-2-4 その他

Ⅲ-5-2-4-1 委託先の管理

(1) 業務を委託する場合、法令に規定する措
置を講じているか。(割販法第35条の3の
20、割販法省令第92条)

(2) (略)

(3) 委託契約書等において、委託している業
務内容が明確になっているか。(割販法省令
第92条)

(4) 委託先における業務状況を定期的に確認
し、問題がある場合には改善を求めるなど
適切な監督を行うこととなっているか。(審
査基準(別紙1)1.(5)②)

(5) 委託先の行為に伴う購入者等からの苦情
があった場合には適切かつ迅速に処理する
こととなっているか。(審査基準(別紙1)
1.(5)③)

(6) 委託先が法令違反行為を行ったような場
合には、速やかに当該委託契約を解除する
こと等により、購入者等の利益の保護を図
ることが明確になっているか。(審査基準(別
紙1)1.(5)④)

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第1号及び第3号)

Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1)～(5) (略)

(6) 債権回収に当たり、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行っていないか。

①～③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨の通知、調停その他の裁判手続きをとった旨、又は公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること

⑤・⑥ (略)

(参考) (略)

(7) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第1号及び第3号)

Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1)～(5) (略)

(6) 債権回収にあたり、信用購入あっせん業者又は当該事業者から債権回収の事務の委託先が、以下のような取立て行為を行っていないか。

①～③ (略)

④ 債権処理に関する債権を弁護士若しくは認定司法書士に委任した旨の通知、調停その他の裁判手続きをとった旨、又は財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に支払の請求をすること

⑤・⑥ (略)

(参考) (略)